

令和 2 年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 2 年 3 月 2 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 2 年 3 月 1 3 日 (金) 1 4 時 0 0 分
閉 会	令和 2 年 3 月 1 3 日 (金) 1 4 時 4 4 分
出席議員	議 長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 大 武 一 幸 企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美 税 務 課 長 藤 本 英 明 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 倉 掛 俊 一 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 近 藤 亮 太 上 下 水 道 課 長 川 波 剛 福 祉 課 長 重 信 利 子 こ ど も 課 長 一 木 眞 澄 教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 中 原 玲 子

議 事 録

令和2年第1回定例会

[最終日]

令和2年3月13日（金）

開 議	
議 長	本日の出席議員は、１４人です。 定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。 （１４：００）
日程第１	
議 長	日程第１、町長から、追加議案の提案理由の説明を求めます。 町長
町 長	こんにちは。 本日は、令和２年第１回筑前町定例会の最終日でございますが、開会初日においてございましたように、追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。 議案第２０号、工事請負契約の締結につきましては、農災第１号鳥巣地区災害復旧工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。 議案第２１号、筑前町人権施策推進審議会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、筑前町差別をなくし人権を守る条例が廃止され、新たに筑前町部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例が制定されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことにより、議会の議決を求めるものです。 以上、追加議案を提案させていただきますので、慎重にご審議のうえ、承認いただきますようお願い申し上げます。追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第２	
議 長	日程第２ 議案第１号「町道の路線認定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第１号「町道の路線認定について」を、採決します。 議案第１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第３	
議 長	日程第３ 議案第２号「筑前町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議 長	質疑ないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）

議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第2号「筑前町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第4	
議 長	日程第4 議案第3号「筑前町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	附則の中で、この条例は公布の日から施行し、改正後の筑前町印鑑条例は、令和元年12月14日から適用するとありますが、さかのぼるわけですが、適用される方がいらっしゃるのでしょうか。
議 長	住民課長
住民課長	お答えいたします。 具体的な方がいらっしゃるというわけではございません。ただ、国の改正の日にさかのぼって適用するということです。
議 長	他にございませんか。 河内議員
河内議員	もう1点お尋ねします。 別表の中の改正案のほうです。 登録資格、第2条、略で、第2条の2、前項の規定にかかわらず、満15歳未満の者、及び意思能力を有しない者、とありますが、この意思能力を有しない者については、誰が判断をするのでしょうか。
議 長	住民課長
住民課長	お答えいたします。 町の窓口で判断をすることにはなと思います。 ただ、客観的な基準として、町のほうで持ち合わせているものにつきましては、家庭裁判所が判断をされた成年被後見人、こういった方が該当するというふうには思われます。以上です。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第3号「筑前町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第5	
議 長	日程第5 議案第4号「筑前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につ

	いて」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	改正で、連帯保証人が要らなくなって請書を提出するようになりますが、附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行するとあります。 既存の入居者には適用はされないんでしょうか、お尋ねします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 今回の条例改正につきましては、改正前の保証人制度は、改正後につきましても、これまでの効力を継続するというものでございます。
議 長	他に質疑はございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第4号「筑前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第5号「筑前町消防団員の定数、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第5号「筑前町消防団員の定数、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第6号「筑前町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	全協の説明資料の中で、改正後は第243条の2普通公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責が新設されていますが、この一部免責にはどういった事項があるのでしょうか。

議 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 筑前町下水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の免責規定でございまして、その要件となる地方自治法の改正後が第243条の2、先ほど議員がおっしゃいました地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部の免責ということでございますけれども、この部分についての、今回の条例改正との因果関係はございませんので、一部の免責についての把握は、ちょっと今のところいたしておりません。以上です。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第6号「筑前町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 よって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第8	
議 長	日程第8 議案第7号「筑前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第7号「筑前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第9	
議 長	日程第9 議案第8号「筑前町水道事業企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第8号「筑前町水道事業企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。

	議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第10	
議 長	日程第10 議案第9号「令和元年度筑前町一般会計補正予算(第10号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	資料のほうでお尋ねします。 資料の7ページです。 学校管理費の中で、中牟田小学校、東小田小学校それぞれ新1年生クラス増に伴う備品購入が増えたということですが、クラスそれぞれ何クラスと何人編成になるのか、お尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 中牟田小学校につきましては、昨年の10月1日、予算編成前の動態調査の時点で、新1年生が73名でありました。 1年生につきましては、35人学級を編成しておりますので、その時点で1学級増ということが見込まれておりました。予算については、1学級増に伴う備品等を予算計上しておったところです。 最新の3月1日現在の動態調査で、現在も日々異動で転入転出等が起きておりますので、現時点で3名の転出があり70名ということになっております。よって、35人学級では、今現在新1年生は2クラスということになってしまっております。 しかし2年生において、10月1日現在70名であったものが、3月1日現在で71名で、2年生については学級1クラス増が見込まれているところでございます。 東小田小学校ですけれども、東小田小学校につきましては、1年生は現在78名ということで、現時点でも3クラス、令和2年でも3クラスということで、学級の増は、今の時点では、まだ見込めておりません。 しかし6年生が、現在79名で、あと2名増えることによって3学級になるわけですが、6年生につきましては、40名の定数に、体の大きい高学年の6年生が教室に入るとかなり手狭になっております。 それから、学力の力を保障するきめ細やかな学習を行うという観点から、加配の先生を活用しまして、研究指定という県の事業を活用し、79名ではありますが、分割して1学級増やし3学級で学級編成をするように予定しております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	そしたらこの説明書きはちょっと、新1年生クラス増に伴うって両方なっているの で、ちょっとあれかなと思います。以上です。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第9号「令和元年度筑前町一般会計補正予算(第10号)について」 を、採決します。

	議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第11	
議 長	日程第11 議案第10号「令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第10号「令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」を、採決します。 議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第12	
議 長	日程第12 議案第11号「令和元年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第11号「令和元年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について」を、採決します。 議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第13	
議 長	日程第13 議案第12号「令和元年度筑前町水道事業会計補正予算(第3号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第12号「令和元年度筑前町水道事業会計補正予算(第3号)につ

	いて」を、採決します。 議案第１２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第１４～ 日程第２０	
議 長	会議規則第３５条の規定により、日程第１４から日程第２０までを一括議題とします。 一括議題とした議案第１３号から議案第１９号までについて、予算審査特別委員長の報告を求めます。 横山委員長
横山委員長	予算審査特別委員長として、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。 本会議で一括議題として付託されました議案第１３号から議案第１９号につきまして、３月１０日及び１１日に委員会を開催し、審議をいたしました。 慎重に審査をした結果、お手元に配布の委員会審査報告書のとおり、本件は、原案のとおり可決されました。 以上、会議規則第７５条の規定によって報告します。
議 長	報告が終わりました。 一括議題とした議案に対する委員長の報告は、可決です。 予算審査特別委員会において、詳細な質疑が行われたものです。 質疑を省略いたします。 議案第１３号「令和２年度筑前町一般会計予算について」 討論を行います。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論いたします。 予算全般については、概ね、賛同できますが、予算の中に、１つの任意団体にすぎない部落解放同盟への補助金６１８万７,０００円のうち、そのほとんどが人件費に充てられています。事業に関しては、別に解放子供会事業として５６１万６,０００円の予算を計上しています。合わせて１,１８０万３,０００円にもなります。 他の任意団体、体育協会１６０万円、老人クラブ３２１万３,０００円、スポーツ少年団２８１万円、文化協会１２４万２,０００円と比べてもあまりにも突出しています。 また、他の同和関係団体、同和会、人権連は地対特措法失効後５年間の経過措置の中で、５年間かけて補助金を減額し、現在は補助金を支出していません。人件費に充てられるような補助金は支出すべきではないと考えます。 よって、反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 深野議員
深野議員	賛成の立場で討論いたします。 反対されています予算につきましては、残されています課題解決のために必要な予算であります。 また、部落解放同盟に対する補助金についても、部落差別解消推進法やそれに伴った福岡県の条例、また１２月に制定されました町の条例に基づき、行政も積極的に差別の解消に取り組んでいかなければならないことから必要な予算と考えておりますし、今現在も部落差別をはじめ、あらゆる差別の現実がある以上、この予算は必要だ

	と思います。 よって、賛成討論といたします。
議 長	他にございませんか。 これで討論を終わります。 これから、議案第 13 号「令和 2 年度筑前町一般会計予算について」を、採決します。 議案第 13 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本件は可決されました。
議 長	次に、議案第 14 号「令和 2 年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 高すぎる国民健康保険税に町民の方々は悲鳴をあげています。皆さんご承知のように、国民健康保険には協会けんぽのように事業主の半額負担がないからです。 そのため国の国庫補助がどうしても必要となりますが、発足当時 45% あった国庫負担金が、今では 25% までに引き下げられました。全国知事会、市長会、町村会も国に国庫補助の引き上げを求めています。 また、筑前町議会としても国に要望書を上げています。引き続き国に要望していくことはもちろんですが、実現するまでは一般会計から繰り入れをし、保険税の引き下げをしていくべきと考えます。 よって、反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 木村議員
木村博文議員	賛成の立場から討論いたします。 国民健康保険事業は、制度自体が構造的な問題を抱える中で、被保険者は年々減少、1 人当たり医療費は増額している中、令和元年度には税率改正も行い、安定的に継続した国保財政運営に努めている現状もあります。 また、令和元年度に続き、一般会計から法定外繰入金はなく、特定健診事業をはじめ重症化予防対策と医療費抑制を図る取り組みも担当課を中心として、積極的な努力がみられる予算編成となっており、適正な内容と判断し、賛成の意思を表明し、討論といたします。
議 長	他にございませんか。 これで討論を終わります。 これから、議案第 14 号「令和 2 年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」を、採決します。 議案第 14 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本件は可決されました。
議 長	次に、議案第 15 号「令和 2 年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員

河内議員	反対の立場から討論します。 75歳という年齢だけで医療差別をする後期高齢者医療そのものに反対であり、1日も早く元の老人保険制度に戻すべきと考えます。 高齢者の唯一の収入の糧である年金は、毎年毎年減らされていく中で、2年ごとの見直しで保険料は上がるばかりです。 令和2年度予算案でも2,000万円近い保険料の増となっています。このまま2年ごとの保険料見直しで保険料が上がり続ければ、高齢者の方々の生活そのものが脅かされる危険性をはらんでいます。 よって、反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 田口議員
田口議員	賛成の立場から討論いたします。 後期高齢被保険者1人当たり医療費は、全国的に福岡県は平成14年度から連続で第1位という中で、本町は平成27年度から県内で10位以内が続いているという大きな課題を抱えている状況にあります。 このような中で広域連合と連携しながら医療費抑制対策を含め適正に業務遂行し、75歳以上の高齢者の方々の心身の特性に応じた医療を提供する適正な内容と判断し、賛成討論とします。
議 長	他にございませんか。 これで討論を終わります。 これから、議案第15号「令和2年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」を、採決します。 議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）
議 長	挙手多数です。 したがって、本件は可決されました。
議 長	次に、議案第16号「令和2年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」 討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 償還期間が終了してなお61件、1億2,278万8,000円もの未償還があるということです。 職員の方々も大変な努力を重ねての回収作業と思いますが、このままの推移で行けば、あと30年はかかるのではと考えます。 そうなると借受人の方々も相当な高齢あるいはお亡くなりになる方も出てくるのではないのでしょうか。そうなった場合、回収はますます困難となってきます。 借入時は償還期間内の返済契約だったと推測されます。なぜ契約どおりの履行ができなかったのか、非常に疑問が残ります。 民間の住宅ローンの場合、償還が契約どおり履行されなければ、法的手段として競売にかけられ、貸付金が回収されています。 私は、これまで20年以上議員として町政に関わってきましたが、この間、法的手段に訴えて回収された案件は、たった1件しかありませんでした。 あとに続く職員の方々に負担をかけることのないよう、1日でも早く償還が終了するよう、更なる努力を重ねていただくようお願いし、反対討論とします。

議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 横山議員
横山議員	賛成の立場から討論をいたします。 令和２年度の特別会計業務において、弁護士相談の活用や収納対策アドバイザーによる指導、面談による早期納付計画への見直しなど、効果的で適正な予算と考えます。 よって、賛成討論といたします。
議 長	他にございませんか。 これで討論を終わります。 これから、議案第１６号「令和２年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を、採決します。 議案第１６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本件は可決されました。
議 長	次に、議案第１７号「令和２年度筑前町下水道事業会計予算について」 討論を行います。 討論はございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第１７号「令和２年度筑前町下水道事業会計予算について」を、採決します。 議案第１７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は可決されました。
議 長	次に、議案第１８号「令和２年度筑前町水道事業会計予算について」 討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第１８号「令和２年度筑前町水道事業会計予算について」を、採決します。 議案第１８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は可決されました。
議 長	議案第１９号「令和２年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」 討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第１９号「令和２年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」を、採決します。 議案第１９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。

	したがって、本件は可決されました。
日程第 2 1	
議 長	日程第 2 1 議案第 2 0 号「工事請負契約の締結について（農災第 1 号鳥巢地区災害復旧工事）」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	追加議案書の 2 ページをお願いいたします。 議案第 2 0 号「工事請負契約の締結について」 農災第 1 号鳥巢地区災害復旧工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものです。 本日付、町長名でございます。 提案理由は、町長説明のとおりですので省略をさせていただきます。 工事名、農災第 1 号鳥巢地区災害復旧工事 契約の方法 指名競争入札 請負契約額 5,170 万円 工事請負人 福岡県朝倉郡筑前町東小田 7 8 番地 6 株式会社 柿原建設 代表取締役 柿原 良至 3 ページをお願いいたします。 入札結果につきましては、株式会社 柿原建設が第 1 回目の入札で落札し、落札率は 98.33%でございます。 工事箇所及び工事概要につきましては、記載のとおりです。 工期は、契約の効力発生の日から令和 2 年 3 月 2 7 日まででございます。 なお、この工事は、繰越明許費として次年度まで繰り越しての実施となります。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議 長	質疑ないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 2 0 号「工事請負契約の締結について（農災第 1 号鳥巢地区災害復旧工事）」を、採決します。 議案第 2 0 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第 2 2	
議 長	日程第 2 2 議案第 2 1 号「筑前町人権施策推進審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	追加議案書の 4 ページをお願いいたします。 議案第 2 1 号「筑前町人権施策推進審議会設置の一部を改正する条例の制定について」

	標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由は、先ほど町長が説明しましたとおりですので、省略をさせていただきます。 改正の内容につきましては、１２月議会において、筑前町差別をなくし人権を守る条例の廃止、及び筑前町部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例の制定に伴い、旧条例の名称を引用している部分について条例名の変更を行うものとなります。 次のページの新旧対照表をお願いいたします。 第１条で、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、及び筑前町差別をなくし人権を守る条例の目的達成のためとあります。 町条例の名称を、筑前町部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例とするものです。内容に変更はございません。 附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例は、令和元年１２月１３日から適用するとしております。条例の施行日に遡及して適用するものです。 以上で、ご説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）
議 長	質疑ないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第２１号「筑前町人権施策推進審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第２１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第２３	
議 長	日程第２３ 議会運営委員会の「閉会中の所掌事務の継続調査申出書」を、議題とします。 議会運営委員会より会議規則第７３条の規定によって、お手元にお配りしたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
日程第２４	
議 長	日程第２４ 常任委員会の「閉会中の所管事務継続調査申出書」を、議題とします。 各常任委員長より、会議規則第７３条の規定によって、お手元にお配りしたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。

	各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
閉 会	
議 長	これで、本日の会議は、全部終了しました。 田頭町長
町 長	閉会にあたりましてごあいさつ申し上げます。 令和2年筑前町議会第1回定例会、すべての議案、承認・可決いただきましてありがとうございます。 特に、本定例会の会期は、新型コロナウイルス感染対策の極めて重要な時期でもございました。職員も見えない相手との対策に非常に苦慮しているところでもございます。このことをご理解の上、一般質問等のご配慮誠にありがとうございました。 本年度予算は、健全財政と福祉・教育充実、地域活性化を念頭に構成した予算でございます。そして、その成果として、人口3万人の「とかいなか」の町づくりを目指してまいります。 また一方では、未だ解決の糸口が見通せないコロナウイルスの状況がございます。国等の対策方針に準じて、町としてでき得ることを精一杯取り組んでまいります。前例のない国難、それ以上の人類への試練であろうかとも思います。 当然、地方自治体へも大きな影響が起り得ます。税源収入の大幅落ち込み、あるいは大型地方債発行による経済対策、既に宿泊税等は延期の声があがってきております。したがって、今回の予算も、今後の増減を含めた大型補正予算の必要に迫られることも想定されます。 筑前町は2年続きの豪雨災害に、そして本年はコロナウイルス対策等にも積極的に対応してまいります。また、教育問題をはじめ課題山積でもございます。このような状況だからこそ、更なる希望をもって町づくりを推進しなければなりません。 議員各位はもとより、何よりも住民の皆様のご協力をお願いいたしまして、閉会にあたりましてのお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。
議 長	町長からのあいさつが終わりました。 会議を閉じます。 令和2年第1回筑前町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。 (14時44分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議 長 田中政浩

11番 議 員 木村博文

12番 議 員 河内直子